

日本金属学会講演大会中止時の対応について

緊急事態により講演大会の開催を中止する場合は、次の通り対応します。

緊急事態とは、大規模地震、台風などの天災地変、公共交通機関不通などの非常事態、新型インフルエンザの発生、もしくはその他です。

講演中止に伴う対応

- ・ 口頭発表は中止します。
- ・ 中止に伴う参加費の返金はいりません。
- ・ 講演概要DVDは発行日をもって公開刊行物として成立しており、掲載された講演概要は講演大会刊行物に発表したものとみなします。
(特許法第30条1項の発明の新規性の喪失の例外は適用されます)

講演大会中止の連絡方法

1. 開催日の2日以前に、講演大会中止を決定した場合

- ・ 本会事務局(本部)より **全参加者に電子メール** を配信し、講演大会中止の連絡をします。
ただし、事務局が被災し、電子メールが配信できない可能性がありますので、ご了解下さい。
- ・ 可能な限り、 **日本金属学会ホームページ** に講演中止決定を掲載します。

2. 開催前日または会期中に、講演大会中止を決定した場合

- ① 本会事務局(開催校に設置)より **全参加者へ電子メール** を配信し、講演大会中止の連絡をします。
開催校のメール環境により、配信できない可能性もあります。
- ② 可能な限り、 **日本金属学会ホームページ** に講演中止決定を掲載します。
- ③ **開催校のホームページ** にも開催中止の掲載を依頼する予定です。
- ④ 事務局は **開催校の受付** に待機し、参加者の対応をいたします。
開催校の正門および各会場入り口に中止決定の案内 を掲示します。

3. 開催期間中の地震等について

- ① 座長は、参加者に落ち着いて、冷静に行動するよう口頭でアナウンスします。(マイク不可を前提)
(例：教室の窓から離れる、むやみに外に出ない、机の下に隠れ身を守る、等)
- ② 会場アルバイトが避難場所へ誘導いたします。
- ③ 避難場所では、開催校責任者の指示に従って下さい。